

NHKインターネット活用業務実施基準（素案）に対する意見

当連盟はこれまで、特殊法人であるNHKは業務・受信料・ガバナンスを一体的に改革していくべきだとする、いわゆる“三位一体改革”に賛意を示してきました。昨年9月にNHKが実施した「インターネット活用業務実施基準（素案）」に関する意見募集に対して、当連盟は、NHKインターネット活用業務のあり方は“三位一体改革”の中で整理、検討されるべきであるとの意見を述べております。

しかし、NHKが本年8月に公表した経営計画（2021－2023年度）（案）では、インターネットの活用を拡大する姿勢を示す一方、既存業務の大胆な見直しによる事業規模の適正化や、受信料体系・水準の見直しをはじめ、多くの課題について具体的な取り組みが示されることはありませんでした。こうした課題を置き去りにしたまま、インターネット活用業務に多額の受信料をつぎ込むのでは、国民・視聴者の理解は得られないと考えます。NHKは自ら“三位一体改革”の具体策を早急に示し、国民・視聴者の理解を得て抜本的な改革を断行すべきです。

以下、個別の事項について意見を申し述べます。

本案の最大の問題点は、実施に要する費用に関して、受信料収入の2.5%の上限を撤廃し、中期経営計画に記載するとした点です。

NHKは、放送を行うことを目的として放送法に基づき設置され、独占的な受信料収入で運営される特殊法人です。インターネット活用業務の実施費用は、「放送」の受信設備の設置者から徴収する受信料の一部を使用する構造となっており、こうしたNHKの法的な性格や構造から、必然的に抑制的な管理が求められます。

NHKのインターネット活用業務のあり方は、総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」で議論が積み重ねられてきました。受信料収入の2.5%の費用上限は、そのなかでNHKが実施費用の抑制的な管理のための基準として自ら設定したものです。その基準を何ら明確な説明なく撤廃することは、これまでの議論を蔑ろにするものであり、到底容認できません。費用の上限を明確な数値として示すべきです。

そもそも、総務省「日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン」は、「業務の実施に過大な費用を要するものでないこと」を認可要件の一つに掲げ、「受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること」を具体的な審査基準として明記しています。費用上限が明確に示されていない本案は、認可要件を満たしていないと考えます。

上記ガイドラインは、「法第15条の目的達成に資すること」も認可要件の一つとし、「市場の競争を阻害しないこと」を具体的な審査基準に掲げています。歯止めとなるべき費用上限が明示されないまま、受信料財源を背景にNHKがインターネットの活用を拡大することは、民間企業による市場競争に影響を及ぼしかねず、その点からも適切ではありません。

実施費用を記載するとした中期経営計画は、昨年成立した改正放送法で策定が法定化されましたが、その決定に際して総務大臣の認可が必要とされていません。認可判断の基礎となる実施費用について、認可を要しない中期経営計画に記載するとした本案は、立法者の意図に反するものと考えます。

本案に添付された「現時点の費用の見通し」は、NHKが実施を希望する業務に要する費用を積み上げたものに過ぎません。受信料制度との整合性や市場競争への影響などを踏まえて設定されるべき「上限」とは本質的に考え方を異にします。費用水準に関しても、来年度のオリンピック・パラリンピック東京大会が簡素化の方向で検討されていることを考慮していない点や、大会開催後の2022年度以降も2021年度とほぼ同水準の費用を見込んでいることは、抑制的な姿勢とは程遠いものです。

総務省は昨年11月、NHKが前月に行ったインターネット活用業務実施基準案の認可申請の取扱いに関して「基本的考え方」を文書で提示しています。同文書は、NHKが実施した意見募集で民放事業者から市場競争への影響についての懸念が表明されたことに加えて、「常時同時配信の実施に先立ち、既存業務や受信料の見直しをすべき旨が指摘されている」点をあえて強調したうえで、「以上から、令和2年度については、インターネット活用業務の費用の上限は、一時的に発生する大会に関する業務の費用を除き、『受信料収入の2.5%』を維持することとし、既存のインターネット活用業務についても、真に必要なものかを検証して見直し、効率化を図ることが望ましい」と記しています。

この1年のあいだに既存業務や受信料の見直しはまったく進んでいません。にもかかわらず、上限を取り払い、オリンピック・パラリンピック東京大会開催後の実施費用を過大に積むことは、「基本的考え方」やこれに伴う真摯な議論を完全に反古にするものです。

地方向けの放送番組の配信に関しては、放送法上の努力義務とされていますが、改正放送法審議時の衆参両院の総務委員会で附帯決議が行われ、常時同時配信を行う際に「民間地方放送局の事業運営に十分に配慮すること」をNHKに求めています。NHKの経営計画(2021-2023年度)(案)では、「計画期間中に、拠点放送局において地方向け放送番組の提供に必要な設備の整備を行う」とし、具体的な計画等については議決の際に示すとされました。同時配信・見逃し配信を問わず、地方向け放送番組に関する具体的な計画を早期に示し、地域住民や民放ローカル局に丁寧に説明を尽くすことが重要です。

上記以外にも、昨年9月にNHKが実施した意見募集に対して、当連盟は、同時配信と見逃し配信それぞれのニーズ傾向等を全面的に開示し、関係者が有益な知見を得られることが重要と指摘するとともに、インターネット活用業務で得られる通信ネットワークへの負荷のデータや、システム構築、権利処理等に関する知見について関係者に提供することを要望しました。こうした点は本案では具体的に触れられていませんが、積極的な取り組みを期待します。

以 上